

第三者評価結果の公表事項（乳児院）

①第三者評価機関名

社会福祉法人香川県社会福祉協議会

②施設名等

名称：豊島神愛館

種別：乳児院

施設長氏名：石原 正彦

定員：29名

所在地：香川県小豆郡土庄町豊島家浦4-3-1

TEL：0879-68-2004

③実施調査日

平成25年11月11日（月）～11月12日（火）

評価確定日 平成25年12月24日（火）

④総評

◇特に評価が高い点

当施設の歴史は、昭和22年、戦後の厳しい社会に投げ出された身よりのない子どもたち8人を預かった吉村静枝が、社会福祉運動の推進者である賀川豊彦の助言でミルクを求め、豊島に移ってきたことから始まる。

1) 「理念及び基本方針の浸透」

賀川豊彦の精神は、法人の理念及び基本方針ともいえるべき、イエス団憲章やミッションステートメント2009によって受け継がれ、当施設では、さらにそれらを踏まえ、施設の基本方針として「10のスローガン」を掲げ、職員の行動規範や人材育成における拠り所としている。これら理念や基本方針は、法人本部が行う研修等で繰り返し周知されるとともに、施設においては職員会議での周知はもちろん、職員全員が「10のスローガン」に照らし、自身の行動を毎日振り返るなど、その理解と浸透に相当の力を注いでいる。

2) 「養育・支援」

乳児院の養育は、乳児、障害等のある子どもの生活と発達を保障するものである。特に乳児の保護には常に生命の危険をはらんでおり、緊急に行われることが多い。当施設では、生命の危険の配慮を要する授乳、沐浴、入浴の養育・支援に、マニュアルをもとに一对一での徹底したトレーニングの取り組みがされている。個々の統一された様式による細かいチェック項目と記録から、状況が一目で判断でき、緊急、また予防への適切な支援となっている。

発達のテンポが速い食生活では、養育担当、栄養士、調理員が連携し、共に食事場面での観察、コミュニケーションの機会として子どもの意向を汲み取るようにされている。

3) 「第三者評価への取り組み」

当施設では、今回の受審に向けて、館長のリーダーシップのもと第三者評価委員会を設置し、職員全員が自己評価を行い、その結果を集計して課題を把握するなど、施設全体で評価に取り組んでいる姿勢がうかがえた。

◇改善が求められる点

1) 「特定のおとなとの関係」

乳児期には、養育担当者との深い継続的な愛着関係を築いての全面的な発達を支援する必要がある。その点、ケース担当者は決められているが、職員の対応人数の関係から養育担当者の設定までの取り組みはされていない。また、子ども個々に玩具、食器（一部みられる）、衣類などの個別化が図られていない。

2) 「家族への支援」

家族関係の調整、親子関係の再構築等のために、家族支援への積極的な取り組み及び専門的アプローチが必要である。家庭支援専門相談員を配置し、家族との連絡や相談に常時応じられ、家族にとっては安心できる体制作りがされている。また、地理、交通の便から、保護者、家族の面会のために宿泊設備も整えられてはいるが、入所時、入所中も保護者、家族の来館は稀で、相談・助言、専門的アプローチのプログラム計画の策定に取り組めていない。

3) 「地域との交流」

当施設が本県における唯一の乳児院であることに鑑み、広く県内全域の福祉ニーズについて把握し、それらに基づいて、地域の子育てを支援するための取り組みを期待したい。加えて、移転後[※]の運営を見据えて、地域とのかかわり方について基本姿勢を明確にしたうえで、子どもが地域とつながり、地域に温かく見守られながら育まれるよう、積極的に地域に働きかけ、相互の交流が促進されることが望まれる。

※当施設は、2015年春に保育所との複合施設として坂出市に移転し、家庭的養護の推進の他、地域の子育てを支援するための様々な事業が計画されており、その実現が待ち望まれている。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

2013年11月に訪問調査を受けるまでに全職員で自己評価を3回行いました。自己評価を通してわかったことは「こどもの心によりそう」「子どもとの愛着関係を育む」といっても保育者によって考え方、捉え方に違いがあるということです。普段使っている言葉や養育に置き換えたマニュアルや解説書を全員に配り共通の理解のもとで、自己評価を繰り返し行いました。第三者評価でご指摘いただいたことを念頭に置き、子どもたちの最善の利益を守り、子どもたちが安心して過ごせるよう一步一步前進していきます。また2015年春には坂出市中央町に移転し、大舎制から小規模グループケアに変更します。養育方法も大きく変わりマニュアル等も改定いたします。入所児の最善の利益を守るだけでなく、保護者支援、地域子育て支援にも力を注いでいきたいと思えます。

⑥第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（乳児院）

（別紙）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。	b
② 子どもの遊びや食、生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	b
③ 子どもの発達を支援する環境を整えている。	b
<p>（特に評価が高い点、改善が求められる点）</p> <p>限られた職員のなかで、年齢、入所児の特性、リービングケア、保護者の意向を組んで、小グループ（2グループ）担当制を採用し、子どもに寄り添う支援に努めている。ケース担当が日常生活養育担当となりにくく、十分に支援ができているとの自信が持てない。</p>	
(2) 食生活	第三者 評価結果
① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
(3) 衣生活	第三者 評価結果
① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	b
(4) 睡眠環境等	第三者 評価結果
① 乳幼児が十分な睡眠をとれるように工夫している。	a
② 快適な睡眠環境を整えるように工夫している。	a
③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
(5) 発達段階に応じた支援	第三者 評価結果
① 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	b
② 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	b
<p>（特に評価が高い点、改善が求められる点）</p> <p>乳児の授乳、沐浴は生命を預かる支援であるので、徹底的な1対1での指導がなされ、安心・安全な生活を保障している。食事における栄養、アレルギー食、偏食、疾病に看護師、嘱託医、栄養士、調理士、担当と常に連携をとり、早目早目に対応されている。食事を豊かにするおやつ作りの観察体験もある。</p> <p>衣類、寝具は肌の影響を考慮して綿を使用し、布団干しは毎日するなど快適な環境を提供している。乳幼児の発達に欠かせない玩具、衣類や食器には個別化には、必要を認識しながら実行には至っていない。</p>	

(6) 健康と安全	第三者 評価結果
① 一人一人の乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a
② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
③ 感染症などへの予防策を講じている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>看護師を中心に、毎日定時の健康チェック、観察記録様式を作成し、一目で健康状態が把握できるように工夫されている。</p> <p>看護師が、嘱託医への受診、助言により対応をしている。地理的条件から週一度の定期的往診、早目の医療対応を心がけるよう嘱託医とも連携が十分にされている。</p> <p>該当乳幼児(病、虚弱児)の場合の発達支援プログラムの作成や、乳幼児の入眠時のSIDSへの研修の徹底への取り組みが望まれる。</p>	

(7) 心理的ケア	第三者 評価結果
① 乳幼児と保護者に必要な心理的支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>心理職は心理支援プログラムを作成し、心理支援を行える体制が整っているが、直接保護者への支援を行うための働きかけが十分でない。施設内におけるスーパーバイズや職員への心理的支援が行われている。</p>	

(8) 継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れを行うに当たり、継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰の支援を行っている。	b
③ 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>保護者、関係機関から常に相談、連絡に対応できる体制が整えられている。措置変更、家庭引き取りの前に関係者会議に参加し、退所後の生活が安定して送ることができるように情報を提供し、児童相談所や保護者から求められれば相談に乗り、家庭訪問に応じている。保護者の面会の機会が少なく、親子関係の再構築プログラムが立てられていない。また、引き取り地域への積極的な情報交換や支援体制づくりの取り組みはされていない。</p>	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	第三者 評価結果
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>家庭支援専門相談員を配置し、内外に明示されている。家族、関係機関とも信頼関係が構築され、常時対応が可能となるように専用の携帯電話が準備され、対応もしている。家庭引き取りにあたって、面会、一時帰宅に保護者が取り組めるよう、送迎への便宜、宿泊支援を行いつつ、児童相談所や関係機関と事前に相談をしている。</p> <p>親子関係再構築のための具体的プログラム、専門的なカウンセリングの機能までは至っていない。</p>	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	c
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	第三者 評価結果
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	c
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	c
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>統一された様式により、子ども一人ひとりの日々の養育、支援状況はチェック式、記述式と記録され、長所、成長が一目で理解できるものになっている。自立支援計画の策定はされているものの、記録が支援計画に対する情報の収集、分析を満たすものになっていない。</p> <p>子ども、保護者の情報、記録の管理体制が確立していない。</p>	

4 権利擁護

<p>(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮</p> <p>① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。</p> <p>② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。</p> <p>③ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>c</p>
<p>(2) 保護者の意向への配慮</p> <p>① 保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>c</p>
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもを尊重した養育・支援について、施設内での共通の理解、質の向上及び振り返りの機会の取り組みがなされている。設立の理念のもとに基本方針が明示されているとともに、施設独自で作成された10のスローガンにより、職員の養育、支援を振り返り、自主点検するとともに報告するシステムが設けられ、実施もされている。自主的勉強会を勤務外に定期的に関き、意見交換、研修の機会となっている。</p> <p>子ども、保護者への守秘義務は就業規則に示されているものの、マニュアルの整備及び保護者の意向を把握するシステムは取り組まれていない。保護者の意向、意見に耳を傾けるよう心得てはいる。</p>	
<p>(3) 入所時の説明等</p> <p>① 保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。</p> <p>② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて保護者等にわかりやすく説明している。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>b</p> <p>c</p>
<p>(4) 保護者が意見や苦情を述べやすい環境</p> <p>① 保護者が相談したり意見を述べたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。</p> <p>② 苦情解決の仕組みを確立し、保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。</p> <p>③ 保護者等からの意見等に対して迅速に対応している。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>c</p> <p>b</p> <p>b</p>

(5) 被措置児童等虐待対応	第三者 評価結果
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>入所時において保護者とは、地理、交通の便から話し合いをする時間をほとんど得られない。しおり等で入所生活を理解しやすいように工夫しているが、入所時の説明の手順作成には至っていない。入所後、機会（電話、おたより）ごとに説明することを心得ている。苦情対応には責任者、窓口、第三者委員は設置、明示しているが、保護者へは周知されていない。体罰、不適切なかかわりについては就業規則で詳しく明示されている。各自で施設独自の10のスローガンにより、かかわりを見直す取り組みや、不適切なかかわりの予防のための職員のチームワークへの工夫がみられる。被措置虐待児童の届出、通告への取り組みは未整備である。</p>	

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>離島という立地条件から、館長は危機管理に強い意識を持ち、リーダーシップを発揮している。特に感染症の侵入・拡大には細心の注意を払い、先手先手に対策を講じている。また、火災訓練を月に1回実施し、いざという時に、全職員が冷静かつ確実に避難・誘導できるよう取り組んでいる。</p> <p>ヒヤリハット事例は以前より収集され、現場レベルで共有もされているが、今後は、事故の未然防止のため、より積極的に発生要因の分析と安全確保策の立案・実行に努め、併せて対策の効果の確認を行うためにその手順を確立することが望まれる。</p>	

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b

(2) 地域との交流	第三者 評価結果
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	c
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	c
(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子ども女性相談センターと緊密に連絡を取り合い、また、他施設との交流・連携を図るために、センターが主催する各種事例検討会等に積極的に参加している。移転後は、地域の子育てを支援する事業の積極的な展開が計画されており、その実現が持ち望まれる。</p> <p>今後は、移転後の事業運営を見据えて、地域とのかかわり方について基本方針を明確にしたうえで、子どもが地域へ出て行きやすいような援助と同時に、地域が施設や子どもに対する理解を深めるための具体的な活動を検討していくことが望まれる。また、ボランティアの受け入れについて、基本姿勢の明文化及び受入れの手順を文書化することを期待したい。</p>	

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上に努めている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもの養育について、職員会やグループミーティング、心理士によるメンタルサポートミーティングなどで話し合い、施設全体で養育に散り組んでいる。また、職員の行動規範ともいえる施設独自の「10のスローガン」や乳児院養育指針に基づいて人材育成を行うとともに、研修委員会で研修カリキュラムの体系化や内部研修の充実を図っている。</p> <p>今後は、職員一人ひとりの個別の研修計画を策定し、その実行状況を確認するとともに、次期の計画に反映させるための取り組みに期待したい。</p>	

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
④ 運営理念や基本方針を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	第三者 評価結果
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤ 事業計画を保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>イエス団憲章やミッションステートメント2009は、創立者の賀川豊彦の精神を受け継ぎつつ、次代のニーズや課題に対し、法人が何を指すか、また職員が具体的にどう行動すればよいかを明文化したものである。さらに、それらを踏まえ、当施設独自の方針や、10のスローガンを策定し、法人・施設双方がその理解と浸透に相当な力を注いでいることがうかがえる。</p> <p>離島という立地上、子どもを引き受ける際に、それらの理念や方針等を時間をかけて家族に説明することは難しいと思われるが、移転後はそういった問題も解決されるので、子どもを引き受ける段階から理念や方針等をわかりやすく説明し、家族と信頼関係を構築していくための取り組みを期待したい。</p>	
(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b

(4) 経営状況の把握	第三者 評価結果
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>館長は、職員会で「業務分担職掌」を配付し、自らの責任や役割について説明している。また、子どもの安全や安心の確保、また十分な愛情のもとに生活できるよう、養育・支援の質の向上に強い意欲を持っており、「すこやか委員会」を立ち上げるなど、家庭的養護や子どもの権利擁護の推進に積極的に取り組んでいる。</p> <p>今後も引き続き、館長の役割や責任について、職員への理解を促すとともに、現在推進している家庭的養護や子どもの権利擁護などについて、組織内に同様の意識が醸成されるための取り組みに期待したい。</p>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>離島という立地上、職員確保に苦労しているものの、採用計画については具体的な数値目標を掲げ、取り組んでいる。また、館長はじめ幹部職員は、職員の心身の健康を気遣い、休日の取得方法など勤務体制に反映させている。</p> <p>定期的な人事考課は行っていないが、10のスローガンを掲げ、日々の自己評価やグループでの振り返りを行っている。今後は、法人の人事管理の方針を踏まえつつ、人材育成や組織活性化のために、定期的な人事考課の実施について、その必要性を検討することを期待したい。</p>	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c

(8) 評価と改善の取組	第三者 評価結果
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>第三者評価の受審に向けて、第三者評価委員会を設置し、自己評価を職員全員で行い、その結果を集計するなど、組織全体で評価に取り組んでいる姿勢がうかがえる。また、マニュアルについても、今回の受審を契機に、これまで各部門に散逸していたものを収集・整理し、一元管理しようとしている。</p> <p>今後は、評価の結果得られた課題や、課題解決に向けた対策及び実行計画等を文書化し、職員全員が共有すること、また、全職員が必要なマニュアルを必要なときに容易に検索できるための取り組みを期待したい。加えて、マニュアルの見直しに関する仕組みを作ることが望まれる。</p>	